分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等（二十九年軽減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。）の対価の額の合計額として、この附則及び消費税法の規定を適用することができる。

一　当該適用対象期間中に国内において行った課税仕入れに係る支払対価の額、特定課税仕入れに係る支払対価の額に百分の百十（二十四年消費税法改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する二十四年消費税法改正法附則第五条第二項、第八条第一項又は第十四条第一項の規定の適用を受ける特定課税仕入れである場合には、百分の百八）を乗じて計算した金額及び当該適用対象期間中に保税地域から引き取った課税貨物に係る税込引取価額のうち、卸売業及び小売業にのみ要するものの金額の合計額

二　前号に掲げる金額のうち、二十九年軽減対象資産の譲渡等にのみ要するものの金額

3　第一項又は前項の規定の適用を受けようとする事業者（主として二十九年軽減対象資産の譲渡等を行う事業者に限る。）が、第一項の軽減売上割合又は前項の小売等軽減仕入割合の計算につき困難な事情があるときは、百分の五十を当該軽減売上割合又は当該小売等軽減仕入割合とみなして、これらの規定を適用することができる。

4　附則第三十八条第五項及び第六項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合（前項の規定の適用を受ける場合を含む。）について準用する。

5　第一項に規定する軽減売上割合の計算方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な小売業等を営む中小事業者に対する経過措置）

第四十二条　二十九年軽減対象資産の譲渡等を行う事業者が、適用対象期間中に国内において行った卸売業及び小売業に係る課税仕入れに係る支払対価の額又は当該適用対象期間中に保税地域から引き取った課税貨物に係る税込引取価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、消費税法第三十条第一項の規定にかかわらず、当該課税仕入れに係る支払対価の額及び当該課税貨物に係る税込引取価額の合計額に小売等軽減売上割合（第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をいう。）を乗じて計算した金額（以下この項において「軽減対象税込課税仕入れ等の金額」という。）に百八分の六・二四を乗じて計算した金額と、当該合計額から軽減対象税込課税仕入れ等の金額を控除した残額に百十分の七・八を乗じて計算した金額との合計額を、当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る課税仕入れ等の税額の合計額とすることができる。ただし、前条第二項の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

一　当該適用対象期間中に国内において行った卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等の税込価額の合計額

二　当該適用対象期間中に国内において行った卸売業及び小売業に係る二十九年軽減対象資産の譲渡等の税込価額の合計額

2　附則第三十九条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

3　第一項の規定の適用を受ける課税仕入れ等の税額の控除に係る消費税法第三十条第八項及び第九項の規定の適用については、附則第三十四条第二項前段の規定は、適用しない。

4　第一項に規定する小売等軽減売上割合の計算方法その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な中小事業者以外の事業者に対する経過措置）

第四十三条　適用対象期間中に国内において行った課税仕入れに係る支払対価の額又は当該適用対象期間中に保税地域から引き取った課税貨物に係る税込引取価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情のある事業者は、附則第四十一条第二項又は前条第一項の規定の適用を受ける場合を除き、当該適用対象期間における消費税法第三十二条第一項第一号に規定する仕入れに係る消費税額の計算については、二十八年新消費税法第三十七条（第五項から第八項までを除く。）の規定を準用することができる。この場合において、同条第一項各号列記以外の部分中「その基準期間における課税売上高（同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）が五千万円以下である課税期間（第十二条第一項に規定する分割等に係る同項の新設分割親法人又は新設分割子法人の政令で定める課税期間（以下この項及び次条第一項において「分割等に係る課税期間」という。）を除く。）についてこの項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。第三項において「二十八年改正法」という。）附則第四十三条第一項に規定する適用対象期間について同項」と、「提出した場合」とあるのは「当該適用対象期間の末日までに提出した場合」と、「届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間（当該届出書を提出した日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間）以後の課税期間（その基準期間における課税売上高が五千万円を超える課税期間及び分割等に係る課税期間を除く。）に」とあり、及び「課税期間に」とあるのは「適用対象期間に」と、同項各号中「課税期間」とあるのは「適用対象期間」と、同条第三項第一号中「者である場合」とあるのは「場合（二十八年改正法附則第四十三条第一項の規定の適用を受けようとする同項の適用対象期間中に第九条第七項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等を行つたことにより、同項の規定の適用を受ける場合を除く。）」と、「初日の前日」とあるのは「末日」と、同項第二号中「規定する場合」とあるのは「規定する場合（二十八年改正法附則第四十三条第一項の規定の適用を受けようとする同項の適用対象期間中に第十二条の二第二項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等を行つた場合を除く。）」と、「初日の前日」とあるのは「末日」と、同項第三号中「規定する場合」とあるのは「規定する場合（二十八年改正法附則第四十三条第一項の規定の適用を受けようとする同項の適用対象期間中に第十二条の四第一項に規定する高額特定資産の仕入れ等を行つた場合を除く。）」と、「初日の前日」とあるのは「末日」と読み替えるものとする。

2　前項において読み替えて準用する二十八年新消費税法第三十七条第三項各号に掲げる場合に該当する事業者が、適用対象期間中に国内において行った課税仕入れに係る支払対価の額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき著しく困難な事情があるときは、同項本文の規定は、適用しない。

3　第一項の規定の適用を受ける適用対象期間中に行った調整対象固定資産の仕入れ等（二十八年新消費税法第九条第七項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等をいう。以下この項において同じ。）は同条第七項又は消費税法第十二条の二第二項（同法第十二条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける調整対象固定資産の仕入れ等に、当該適用対象期間中に行った高額特定資産の仕入れ等（二十八年新消費税法第十二条の四第一項に規定する高額特定資産の仕入れ等をいう。以下この項において同じ。）は二十八年新消費税法第十二条の四第一項の規定の適用を受ける高額特定資産の仕入れ等に、それぞれ該当しないものとする。

4　第一項の規定により読み替えて準用する二十八年新消費税法第三十七条第一項の適用を受けようとする事業者は、二十九年適用日前においても、適用対象期間に係る同項の届出書を提出することができる。

5　前各項に定めるもののほか、この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置）

第四十四条　三十三年施行日から平成三十三年九月三十日までの間のいずれかの日（第三項及び第四項において「登録開始日」という。）に三十三年改正規定による改正後の消費税法（以下附則第五十三条までにおいて「新消費税法」という。）第五十七条の二第一項の登録を受けようとする事業者は、三十三年施行日前においても、同条第二項の規定の例により、同項の申請書を提出することができる。ただし、三十三年施行日に同条第一項の登録を受けようとする事業者は、三十三年施行日の六月前の日（消費税法第九条の二第一項の規定により同法第九条第一項本文の規定の適用を受けないこととなる事業者にあっては、三十三年施行日の三月前の日）までに、当該申請書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

2　前項の規定により新消費税法第五十七条の二第二項の申請書を提出した事業者（次項の規定により同条第三項の規定による登録に係る同条第七項の通知を受けた事業者に限る。）は、当該申請書に記載した事項に変更があったときは、三十三年施行日前においても、同条第八項の規定の例により、同項の届出書を提出しなければならない。